



令和7年12月末で



収入証紙を廃止します

「山梨県収入証紙」は、現金の代わりに申請書などに貼り付け手数料を納めるものです。身近なところでは、高校等の入学願書やパスポート申請などに使われています。

※ 国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。(収入印紙は継続されます。)



山梨県収入証紙廃止のポイント

point1

証紙の**販売**は
令和7年12月末日まで

point2

証紙の**使用**は
令和8年3月末日まで

point3

証紙の**還付**は
令和12年12月27日まで

令和8年4月以降、山梨県収入証紙は使用できなくなります。

収入証紙販売終了後、令和8年1月からの手数料の納付方法は…

1

窓口収納(現金併用又はキャッシュレス専用レジ)

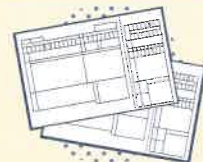
決済手段 現金・各種キャッシュレス決済
納付場所 県庁本庁舎、県各合同庁舎 等



2

納入通知書・納付書

決済手段 現金
納付場所 金融機関(山梨県指定金融機関、収納代理金融機関)



3

電子納付(やまなしくらしねっと)

決済手段 各種キャッシュレス決済
納付場所 「やまなしくらしねっと」ホームページ



※納付方法は申請手続きの種別により異なります。詳しくは各手続きのホームページなどをご確認ください。
(上記の他、手数料毎に個別の納付方法を定めている場合もあります)

窓口収納レジの設置場所や未利用証紙の還付(払戻)方法などは、
順次山梨県ホームページでご案内します。

お問い合わせ先 山梨県出納局会計課 ☎ 055-223-1308

最新の情報は
こちらの二次元コードから
ご確認ください

